(1)　若年労働者及び女性労働者の建設事業に対する関心及び理解の増進又は建設事業への就業に必要な能力の開発及び向上を図るための事業
(2)　労働災害の防止等の労働安全管理を推進するための事業
(3)　建設労働者の技能の向上又は雇用管理の改善を推進するための事業
(4)　建設労働者の雇入れ、配置その他の雇用管理に関し必要な知識を習得させるための研修（以下「雇用管理研修」という。）又は作業中の建設労働者に対する適切な指導若しくは監督に必要な知識を習得させるための研修（以下「職長研修」という。）であって、次のいずれにも該当するもの（以下この項において「雇用管理研修等」という。）を行う事業
(i)　雇用管理研修にあっては建設事業主又はその雇用する法第五条第一項に規定する雇用管理責任者その他の労働者を、職長研修にあっては建設事業主又はその雇用する労働者のうち作業中の建設労働者を直接指導又は監督する者を対象として行われるものであること。
(ii)　研修の時間が、雇用管理研修にあっては六時間以上、職長研修にあっては十八時間以上であること。
(iii)　研修を受ける者の数が十人以上であること。また、雇用管理研修にあっては百人以下、職長研修にあっては五十人以下であること。
(iv)　研修の内容及び方法が建設労働者の雇用の改善を推進するために適切であると認められるものであること。
(5)　その雇用する労働者に対し、雇用管理研修等を受けさせ、かつ、当該労働者に対して支払われる通常の賃金の額以上の賃金を当該雇用管理研修等を受けさせる期間について支払う事業

ロ　建設事業主団体等であって、次に掲げる事業を行うものであること。
(1)　その構成員である建設事業主（(2)において「構成建設事業主」という。）における雇用管理制度の整備に係る計画の策定、当該計画の効果的な実施のための検討及び調査を行う事業
(2)　構成建設事業主における若年労働者及び女性労働者の確保及び職場への定着に資する雇用管理制度の整備に関する事業

ハ　建設工事における作業に係る職業訓練を実施する職業訓練法人であって、次のいずれにも該当し、かつ、建設工事における作業に係る職業訓練を振興するために助成を行うことが必要であると認められるもの（以下「職業訓練推進団体」という。）であること。
(1)　数都道府県にわたる地域における事業主又は事業主の団体若しくはその連合団体の相当数が、当該職業訓練法人の社員であるもの又は当該職業訓練法人の基本財産の拠出をしているものであること。
(2)　建設工事における作業に係る職業訓練の実施に適した職業訓練施設を運営するものであること。

二　次のイからハまでに掲げる建設事業主、建設事業主団体等又は職業訓練推進団体に応じて、当該イからハまでに定める額

イ	前号イに該当する建設事業主	次に掲げる額の合計額（一の事業年度につき、その額が二百万円を超えるときは、二百万円）